

# 神奈川県メタバースを活用した新たな居場所利用規約

## 第1章 総則

### 第1条（本規約の目的）

1. 神奈川県教育委員会（以下、「教育委員会」といいます。）は、神奈川県メタバースを活用した新たな居場所利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、これにより富士ソフト(株)が提供する FAMcampus サービス（以下、「本サービス」といいます。）を利用します。
2. 本サービスにかかる利用者（以下、「利用者」といい、教育委員会によってユーザーID、パスワードを発行された、本サービスを利用する全ての方を指します。）は、本規約を遵守するものとします。

### 第2条（本規約の適用範囲）

1. 本規約は教育委員会と利用者との間の本サービスに関するすべての関係に適用します。
2. 教育委員会が本サービスを利用する上で必要に応じて利用者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

### 第3条（本規約の発効・変更）

1. 教育委員会は、教育委員会が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。
2. 教育委員会は、本規約の目的に反せずかつ必要性があり、内容が合理的である場合について、利用者に変更後の本規約および変更発効日を通知することで、随時本規約を変更することができます。かかる方法以外には、本規約は、別途書面にて合意する場合を除き、変更されることはないものとします。

### 第4条（申込みと承諾）

1. 利用者は、本サービスの利用について定める本利用規約の内容に同意し、教育委員会所定の方法により、本サービスの利用を申込みものとします。なお、本サービスの利用を申し込んだ時点で本規約の内容を承諾したものとみなします。
2. 教育委員会は、本サービスを利用するために必要となるユーザーIDおよびパスワードを、利用者に対して発行します。
3. 利用者は、ユーザーIDおよびパスワードを厳重に管理するものとし、その遵守を教育委員会に対して保証するものとします。

### 第5条（本サービスの利用停止）

1. 教育委員会は、利用者が本規約に反する行為であって、教育委員会の業務の遂行または教育委員会の本サービスの利用に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたときは、本サービスの利用を一部または全部を停止することがあります。
2. 教育委員会は、前項の規定により本サービスの一部または全部の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を利用者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第6条（本サービスの利用中止）

1. 教育委員会は、次の場合には、本サービスの利用を一部または全部を中止することがあります。
  - ① 本サービスのメンテナンスを行うとき。
  - ② 本サービスを利用する上で必要な関連設備の修繕・保守等が必要である場合、あるいは障害が発生したとき。
  - ③ 教育委員会が利用する通信回線・電力などの提供が中断したとき。
  - ④ 本サービスへの不正アクセス行為から防御するために必要なとき。
  - ⑤ 天災その他の非常事態が発生し、あるいはその恐れがあるために、法令・指導などにより、通信の制限等を受けたとき、または教育委員会がその必要を認めたとき。

- ⑥ 法令等(外国法等を含みます。以下、同じとします。)に基づく強制的な処分により本サービスを利用することが困難となったとき。
  - ⑦ その他の事情により、本サービスの継続が困難であるとき。
2. 教育委員会は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ利用者にそのことを通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第7条(利用者の承諾)

1. 利用者は次の内容について承諾するものと致します。
  - ① 利用者が作成した入力データは、教育委員会が本サービスを利用するにあたり協力を得ている第三者のサーバシステムに転送、保存されることがあります。
  - ② 本サービス利用のために利用者が作成した入力データに含まれる文章、コンテンツ及び情報については、教育委員会では一切責任を負わず、自己の責任で管理するものとします。
  - ③ 利用者の入力したデータ及びサービスの使用が、いずれかの法律又は第三者の権利に違反する(又はその申し立てを受ける)可能性があるとして教育委員会が判断する場合、教育委員会は当該データを削除し、利用者のサービスの使用を禁止することができるものとします。
  - ④ 本サービスを利用するために必要なサーバ等に、ユーザー情報や第9条(利用ログの取り扱い)に定めるシステムログ(以下総称して「本サービス情報」といいます。)が本サービスのサーバに保存されます。
  - ⑤ 本サービス情報について、教育委員会は利用者を特定されない方法で、これに加工、改変、集計、分析その他の処理を施した、二次的データを作成して利用することができるものとします。
  - ⑥ 本サービス情報の権利帰属に関して、教育委員会に対していかなる権利の主張および行使も行わないものとします。
  - ⑦ 利用者は、教育委員会による本サービス情報の削除、アカウント情報の削除等を含めた対応について、教育委員会に対して異議を唱えないこととします。

#### 第8条(利用者の義務)

1. 利用者は、次のことを遵守するものとします。
  - ① 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
  - ② 本サービス利用に必要なID及びパスワード(以下、「ID等」といいます。)を管理する責任を負うものとし、その内容を第三者に知らせてはならないこと。
  - ③ 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
  - ④ 本サービスに無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと。
  - ⑤ 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
  - ⑥ 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為をしないこと。
  - ⑦ 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他社への不当な差別を助長する行為をしないこと。
  - ⑧ その他犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、教育委員会の信用を毀損する行為、又は教育委員会若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
  - ⑨ 教育委員会に無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメール、メッセージ等を送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメール、メッセージ等を送信する行為をしないこと。
  - ⑩ 本サービスの利用によりアクセス可能な教育委員会または第三者のデータを改ざん、消去する行為をしないこと。
  - ⑪ 教育委員会の許可なく本サービスを第三者に販売しないこと。
  - ⑫ 本サービスで利用する情報に関し、本サービス用設備の故障による消失を防止するための措置をとること。
  - ⑬ その他、法令、本契約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、教育委員会の信用を毀損する行為、または教育委員会もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
2. 教育委員会は、利用者の本条に規定する義務違反により利用者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
3. 教育委員会は以下の場合、本契約に関する利用者の情報や機器の貸出や提供、及び教育委員会が行う調査に必要な範囲で利用者の設備等への立入調査等の協力を利用者に対し求めることができ、利用者はこれに応じるものとします。但し、利用者に拒否をする合理的な理由がある場合はこれに限りません。

- ① 本規約の遵守状況を確認するために必要な場合
- ② 技術上必要な場合
- ③ その他、教育委員会が必要と判断する理由がある場合

#### 第9条（利用ログの取り扱い）

1. 本サービスの利用にかかる以下の利用ログについて、本サービス利用の維持運営、並びにサービス拡張のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、利用者はこれに同意するものとします。
  - (1) ユーザー情報  
本サービスを利用する利用者に関する情報です。
  - (2) ログ情報  
本サービスでの動作や設定に関する情報です。以下の3種類に分類されます。
    - ① システムログ  
システムの動作に関するログです。
    - ② 操作ログ  
サインイン/サインアウト、ビデオ通話、つぶやく、ステイタス、アバター移動などの操作記録データです。
    - ③ 環境設定情報  
アバターやカメラ、マイクの設定などの環境設定データです。
2. 教育委員会は、前項に定めるログ情報について、利用者を特定されない方法で、これに加工、改変、集計、分析その他の処理を施した、二次的データを作成して利用することができるものとします。
3. 前項に規定する以外の方法でログ情報を利用する場合には、利用者に事前了承を得るものとします。

#### 第10条（免責）

1. 教育委員会は、本サービスに保存された利用者のデータが、滅失、毀損もしくは漏洩した場合、または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果利用者または第三者に発生した直接もしくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、責任を負わないものとします。ただし、教育委員会の故意・重過失による場合はこれに限りません。
2. 教育委員会は前条および本規約で特に定める場合を除き、利用者にかかる損害を賠償しないものとし、利用者は教育委員会にその損害についての請求をしないものとします。また、利用者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、教育委員会に当該の損害を負担させないものとします。
3. 教育委員会は、本サービスの利用により生じる結果について、利用者に対し、本サービスの利用に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。ただし、教育委員会の故意または重過失により生じた損害についてはこの限りではありません。
4. 本規約に定める免責に関する事項は、本契約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本契約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて教育委員会は免責されます。
5. 教育委員会は、本規約の変更等により、利用者の自営端末設備等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
6. 本規約に明示的に規定されている場合を除き、本サービスが利用者の利用目的に適切または有用であること、利用者の期待通りの品質・効用を有すること、第三者によってシステム内に侵入されないことを保証するものではありません。
7. 教育委員会は、教育委員会が別途定める動作環境以外では、いかなる動作保証も致しません。
8. 教育委員会は、利用者が本サービスに登録した情報又は文章（コンテンツを含みます）等が、以下の事項に該当すると判断した場合、利用者に通知するとともに、当該情報又は文章等を削除することができるものとします。
  - ① 本サービスに不具合をもたらす情報又は文章である等、教育委員会が削除の必要があると判断した場合
  - ② 登録された情報又は文章等の容量が所定の記録容量を超過した場合
  - ③ その他、不適切な文章である等、教育委員会が削除の必要があると判断した場合

#### 第11条（機密保持）

1. 教育委員会は、本サービスの提供によって教育委員会に提供された情報は、本事業に関わる関係者(当該児童・生徒の在籍校、富士ソフト(株)、城南進学研究社、イトナブ、神奈川県不登校支援に係るメタバス運営共同事業体)において共同利用するものとし、その他の第三者には開示・漏洩しないものとし、利用者により事前承諾を得た場合はこの限りではありません。
2. 前項の定めにかかわらず、教育委員会は、法令の定めにより利用者情報の開示を要求された場合、教育委員会は速やかに利用者へ通知することで、利用者の事前承諾を得ることなく、必要かつ最小限の範囲において当該情報を開示することができるものとし、
3. 利用者は、本サービスの利用にあたって知り得た教育委員会の機密情報を、第三者に開示・漏洩してはならないものとし、利用者はこれを遵守するものとし、

#### 第 12 条 (個人情報取扱い)

1. 教育委員会は、本サービスの利用にあたり、教育委員会が取得する利用者にかかる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に従い適切に取り扱うものとし、  
(URL) <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h3e/cnt/f162/>

#### 附 則

1. この規約は、令和6年8月9日より施行する。
2. 第 11 条は、令和8年4月 28 日に一部改正(関係事業者の変更)。